

移転補償跡地（行政財産）の利用手続きの流れ

1. 利用要望の受付

- ・ 場所、面積、用途等をお伺いします。用途によっては許可できない場合があるため、各種資料をあらかじめご参照ください。
- ・ 使用料は国が（不動産鑑定により）算定した金額になります。下記使用許可申請書の提出を受けて算出するものであるため、事前にお伝えすることは出来ません。
- ・ 本手続きは行政処分（行政財産の使用許可）であり、借地借家法は適用されません。そのため、国の事業等の都合によって使用許可の取り消しがあることをご承知おきください。
- ・ 移転補償跡地（行政財産）の使用許可に関する申請前チェックシートの作成後、当局の指示に従って土地利用計画図（様式1）、移転跡地利用に関する経緯報告書（様式2）を提出していただきます。



2. 要望内容の審査

- ・ 事前審査を行い、利用が可能と判断した場合、公募の手続きに進みます。



3. 公募

- ・ 福岡空港事務所（庁舎）の掲示板及び当該地に募集要項を掲示します。



4. 募集の受付

- ・ 募集要項の留意事項を確認し、応募される方は「行政財産使用許可要望書（様式3）、誓約書（様式4）」を提出していただきます。
- ・ 募集要項の留意事項には、使用許可条件や使用許可申請者決定後の手続き等記載しておりますので、必ず内容を確認してください。



5. 使用予定者の決定

- ・ 要望内容を審査のうえ使用許可申請書の申請者を決定します。
- ・ 公募及び審査の結果、要件を満たす者が複数者いた場合はくじによる抽選を行い、申請者を決定します。



6. 使用許可申請書の提出

- ・使用許可申請者に決定した者は、国有財産使用許可書の内容を確認上、速やかに「国有財産使用許可申請書（様式5）」、「役員名簿（様式6）」、その他各種添付資料を提出願います。
- ・なお、移転補償跡地の一部のみを使用する場合は、申請者の負担において測量された求積図を提出してください。



7. 警察照会

- ・提出された「国有財産使用許可申請書（様式5）」、「役員名簿（様式6）」の内容確認後、申請者が暴力団関係者に該当しないか事前に警察へ照会します。該当する場合は使用許可を行いません。



8. 使用料算定

- ・警察照会後に不動産鑑定士から意見価格等を聴取し使用料を算定します。時間を要する点、ご承知おきください。



9. 使用許可

- ・使用料が確定すると使用許可書を発行します。
- ・なお、使用許可面積が300㎡を越える場合は、財務省へ国有財産法上の協議を行いますので、時間を要することとなり、また、協議の結果使用許可できない場合があります。
- ・使用許可後に歳入徴収官 航空局長が納入告知書を送付しますので、1年分を前納（年度途中の場合は日割り計算）してください。



10. その他（注意事項）

- ・使用許可期間は原則5年以内です。必要に応じて一度に限り更新することができます。
- ・使用許可物件を返還する場合は、許可期間内に原状回復を行っていただき「国有財産（土地・工作物）返還届（様式7）」提出後、担当職員の現場確認を受けてください。
なお、使用期間を残して使用許可物件を返還する場合、現場確認の日が返還日となり、国有財産使用料は返還日まで徴収します。
- ・国の事務、事業の遂行上必要となる場合や使用許可条件を遵守しなかった場合等は、使用許可中であっても許可を取り消す場合があります。